

平成24年第5回臨時会

上里町議会会議録

平成24年8月17日開会
平成24年8月17日閉会

上里町議会事務局

平成24年第5回上里町議会臨時会議事録第1号

平成24年8月17日（金曜日）

議事日程 第1号及び本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 提出議案の報告について
- 日程第4 （町長提出議案第43号） 工事請負契約の締結について
- 日程第5 （選挙第14号） 児玉郡市広域市町村圏組合議会議員選挙について
- 日程第6 上里町長及び副町長並びに上里町議会議員の政治倫理条例に基づく、上里町議会議員の政治倫理調査結果報告について

出席議員（12人）

1番	植原育雄君	2番	山下博一君
3番	植井敏夫君	4番	高橋正行君
5番	納谷克俊君	6番	中島正美君
7番	荒井肇君	8番	新井實君
9番	小暮敏美君	10番	伊澤幸子君
11番	高橋仁君	12番	伊藤裕君

欠席議員（1人）

13番 根岸晃君

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	高野正道君
教育長	山下武彦君	総務課長	戸矢隆光君
総合政策課長	石原秀一君		

事務局職員出席者

事務局長 横尾邦雄 主査 戸矢信男

開会・開議

午前 11 時 00 分 開会・開議

議長（高橋 正行君） ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達しておりますので、平成 24 年第 5 回上里町議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

議長（高橋 正行君） 日程第 1 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、議長において、2 番山下博一議員、3 番植井敏夫議員、5 番納谷克俊議員、以上の 3 名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

日程第 2 会期決定について

議長（高橋 正行君） 日程第 2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（高橋 正行君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

日程第 3 提出議案の報告について

議長（高橋 正行君） 日程第 3 提出議案の報告について。

町長より議案の送付がありましたので、事務局をして議案の報告をいたさせます。事務局。

〔事務局長報告〕

日程第 4 町長提出議案第 43 号 工事請負契約の締結について

議長（高橋 正行君） 日程第 4 町長提出議案第 43 号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野 正道君発言〕

副町長（高野 正道君） 議案第 43 号 工事請負契約の締結について、次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び上里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1 契約の目的、2 契約金額、3 契約の相手、4 契約の方法については記載のとおりでございます。

提案理由でございますけれども、上里町防災行政デジタル無線施設新設工事に伴い、本案を提出するものでございます。

はじめに、工事発注に関わる経緯をご説明申し上げます。防災行政無線は、平成元年度アナログ無線として開局いたしました。上里町防災行政デジタル無線施設新設工事は、平成 23 年度、国の第 3 次補正予算により、平成 24 年 2 月 23 日付け消防防災通信基盤施設整備費補助金の交付決定を受けた事業でございます。平成 24 年度への繰越事業として

今回発注したものでございます。

続きまして、工事の概要について、ご説明をさせていただきます。避難所との双方向通信が行える移動系の無線装置が補助対象でございます。半固定無線装置26台、携帯型無線装置20台、車載型無線装置5台、統制局1台を設置する工事でございます。

半固定無線装置は、町内26か所の避難所に設置し、非常時には外部に持ち出すこともできます。携帯型無線装置20台は、周辺住民が避難することが想定される施設等に設置をいたします。車載型無線装置は、消防車両4台と防災無線車1台に搭載します。統制局は、それらの通信を管理する装置を設置いたします。以上が、工事の概要説明でございます。

次に発注・契約関係につきまして、ご説明を申し上げます。本工事を発注するにあたりましては、参加業者の施工実績や新設工事完成後におきましても、メンテナンスや緊急事態での対応・責任施工を考慮し、入札に必要な参加要件を付し一般競争入札により発注を行いました。

1 契約の方法につきましては、入札参加資格を入札後に実施しますダイレクト型一般競争入札とし、告示を6月27日に行いました。告示の内容といたしましては、(1)入札対象工事。工事名については、平成23年度(繰越)上里町防災行政デジタル無線施設新設工事。(2)工事場所は上里町内。(3)工事期間は、契約の日から平成24年12月21日まで。(4)設計金額は171,268,000円消費税を含まない金額でございます。

2 といたしまして入札に参加できる者の形態は、単体企業でございます。

3 入札に参加する者に必要な資格。主だったものをご説明申し上げます。(1)平成23・24年度上里町建設工事競争入札参加資格者名簿において、電気通信工事業で登録があり、A級に格付けされ、かつ総合数値が1200点以上のもの。(2)埼玉県内に本店又は支店・営業所の登録がされているもの。(3)過去に本工事と同様な工事を施工した実績があること。(4)本工事で使用する無線機等の機器を自ら製造できること。その他注意点等を加えて合計7ページにわたる公告を行い、町のホームページ、また建設業界紙2紙に掲載し、周知を図りました。

入札金額の見積りに必要な仕様書・図面等設計図書の周知方法につきましては、電子データ(CD-ROM)の貸出しを公告日より7月13日まで行いました。また、設計図書等に関する質疑の受付を7月9日・10日で行い、質疑に対する回答については、7月13日に総務課及びホームページ上に掲載いたしました。

4 入札書等の提出方法でございます。書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法により、7月20日(金)から24日(火)までの間に上里郵便局留めによる提出といたしました。

5 開札日時及び場所でございます。(1)開札日時は、平成24年7月27日(金)午前10時。(2)場所は、上里町役場4階大会議室でございます。

6 入札結果でございます。入札書等の提出につきましては、1社でございます。7月27日に開札を行い、開札の結果、株式会社日立国際電気北関東営業所が160,000,000円消費税抜きで落札候補者となりました。8月1日上里町工事請負指名業者資格審査会におきまして、同社の入札参加資格確認申請書、その他、必要書類の審査を実施し、審査の結果、落札者と確認され、8月2日付けで同社に落札決定通知を交付いたしました。8月6日付けで、168,000,000円税込額でございます。仮契約書の締結を行いました。以上で工事請負契約の締結についての説明とさせていただきます。

慎重審議をいただきまして、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
議長(高橋 正行君) これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋 正行君） 質疑がないようですのでこれで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋 正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第43号 工事請負契約の締結についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋 正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 選挙第14号 児玉郡市広域市町村圏組合議会議員選挙について

議長（高橋 正行君） 日程第5 選挙第14号 児玉郡市広域市町村圏組合議会議員選挙についての件を議題といたします。

児玉郡市広域市町村圏組合管理者より、広域市町村圏組合議会議員の欠員に伴い、後任議員の選出依頼がありました。これより児玉郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（高橋 正行君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（高橋 正行君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

児玉郡市広域市町村圏組合議会議員には、3番植井敏夫議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました、3番植井敏夫議員を児玉郡市広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（高橋 正行君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、3番植井敏夫議員が児玉郡市広域市町村圏組合議会議員に当選いたしました。

当選いたしました、3番植井敏夫議員に会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

なお、児玉郡市広域市町村圏組合議会議員選挙における当選承諾は、後ほど文書をもって提出を願います。

日程第 6 上里町長及び副町長並びに上里町議会議員の政治倫理条例に基づく、上里町議会議員の政治倫理調査結果報告について

議長（高橋 正行君） 日程第 6 上里町長及び副町長並びに上里町議会議員の政治倫理条例に基づく、上里町議会議員の政治倫理調査結果報告の件を議題といたします。

議長（高橋 正行君） 上里町長及び副町長並びに上里町議会議員の政治倫理条例第 11 条に基づき、上里町議会議員の政治倫理調査結果報告を求めます。

町長。

〔町長 関根 孝道君発言〕

町長（関根 孝道君） 政治倫理審査結果の報告を申し上げたいと思います。平成 23 年 10 月 3 日、中島美晴議員ほか 2 名から、新井 實議員に対する「上里町長及び副町長並びに上里町議会議員の政治倫理条例」第 3 条第 1 号（倫理的遵守事項）違反に関する審査請求書が、上里町長あてに提出され受理いたしましたところでございます。

条例第 8 条により、8 名の委員を委嘱し、政治倫理審査会に審査を付託した結果、平成 24 年 6 月 14 日、審査会委員長より審査結果報告書を受理いたしましたところでございます。

条例第 11 条に「町長は、報告書の提出を受けたときは、これを議会本会議に報告する」とありますので、審査会から提出を受けた報告書を、次のとおり議会に報告をさせていただきたいと思います。

平成 23 年 10 月 25 日、上里町長及び副町長並びに上里町議会議員の政治倫理条例第 8 条に基づき、政治倫理審査会が設置され、これまでに 8 回の審査会を開催し、本件について慎重な審査を重ねてきたところでございます。

12 月 15 日には、本件の審査請求者、連名請求者及び証言者に出席を求め、補足説明を聴取したが、証言者は出席に応じなかった。同日、審査対象者に出席を求め、審査請求に対する見解を聴取したが、審査対象者は請求された事実に記憶がないとのことであった。連名請求者の意見聴取の中で関連事項として話が広域圏の行政視察研修における審査対象者の発言についても、広域圏事務局に聴取を行ったが、それらに該当する事実は確認できなかった。

審査会としては、審査対象者が審査請求内容に記憶がないと説明したこと、証言者が出席に応じなかったこと、関連する調査においても事実確認ができなかったことなどを踏まえ、条例抵触の事実の存否について、明らかなことは言えないと判断いたしましたところでございます。

しかしながら、条例第 3 条第 1 号では、特別職は町民全体の奉仕者として、常に人格と倫理の向上に努め、品位を損なわないような一切の行為を慎み、その職務に関して不正な疑惑をもたれる恐れのある行為をしないこととされておるところでございます。条例の趣旨を踏まえると、町議会議員は、法令の遵守はもとより、政治倫理基準についても当然に遵守しなければならないわけでございます。

本審査会としましては、町議会議員は今後も町民全体の代表として町政に携わる責務を深く自覚したうえで、住民の信頼を損なうことのないよう、倫理の保持に努めることが求められていると考えられる。新井 實議員においても、住民から誤解を受けるような言動は厳に慎み、常に規範意識を持って行動することが必要だと考えておるわけでございます。

以上、政治倫理審査会から報告を受けた内容について、議会に報告をさせていただきます。

議長（高橋 正行君） 以上で上里町長及び副町長並びに上里町議会議員の政治倫理条例第 11 条に基づく、上里町議会議員の政治倫理調査結果報告を終わります。

閉 会

議長(高橋 正行君) 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成24年第5回上里町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

午前11時20分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 会 議 長 高 橋 正 行

議 会 議 員 山 下 博 一

議 会 議 員 植 井 敏 夫

議 会 議 員 納 谷 克 俊